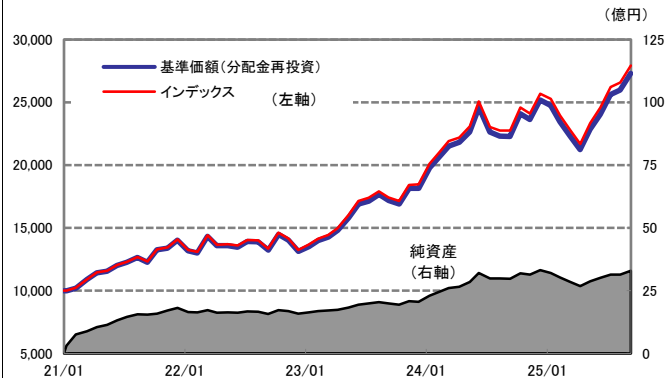


## 運用実績

2025年9月30日 現在

## 運用実績の推移

(インデックスは設定日＝10,000として指数化:月次)



・上記の指数化した基準価額(分配金再投資)の推移および右記の騰落率は、当該ファンドの信託報酬控除後の価額を用い、分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。従って、実際のファンドにおいては、課税条件によって受益者ごとに指数、騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

## 基準価額※

27,294 円

※分配金控除後

## 純資産総額

32.9 億円

- 信託設定日 2021年1月21日
- 信託期間 無期限
- 決算日 原則 5月27日  
(同日が休業日の場合は翌営業日)

## 騰落率

| 期間  | ファンド   | インデックス |
|-----|--------|--------|
| 1ヵ月 | 5.1%   | 5.1%   |
| 3ヵ月 | 13.5%  | 13.6%  |
| 6ヵ月 | 22.4%  | 22.6%  |
| 1年  | 22.4%  | 22.8%  |
| 3年  | 106.3% | 109.4% |

騰落率の各計算期間は、作成基準日から過去に遡った期間としております。

## 設定来

172.9%

179.4%

## 分配金(1万口当たり、課税前)の推移

| 2025年5月 | 0 円 |
|---------|-----|
| 2024年5月 | 0 円 |
| 2023年5月 | 0 円 |
| 2022年5月 | 0 円 |
| 2021年5月 | 0 円 |

## 設定来

172.9%

179.4%

## 設定来累計

0 円

設定来＝2021年1月21日以降

インデックスはFTSE4Good Developed 100 Index<sup>\*</sup>(円換算ベース・為替ヘッジなし)とします。

※配当込みの指数とします。

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンドの分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

## 資産内容

2025年9月30日 現在

## 国・地域別配分

| 国・地域     | 純資産比  |
|----------|-------|
| アメリカ     | 77.9% |
| スイス      | 3.5%  |
| フランス     | 2.8%  |
| イギリス     | 2.8%  |
| 日本       | 2.6%  |
| その他の国・地域 | 10.2% |
| その他の資産   | 1.7%  |
| 合計(※)    | -     |

・国・地域は原則発行国・地域で区分しております。

※先物の建玉がある場合は合計欄を表示しておりません。

## 実質外貨比率

97.4%

・実質外貨比率は為替予約等を含めた実質的な比率をいいます。

## 業種別配分

| 業種                   | 純資産比   |
|----------------------|--------|
| 半導体・半導体製造装置          | 20.5%  |
| ソフトウェア               | 14.9%  |
| コンピュータ・周辺機器          | 11.1%  |
| インタラクティブ・メディアおよびサービス | 8.0%   |
| 医薬品                  | 7.0%   |
| その他の業種               | 36.8%  |
| その他の資産               | 1.7%   |
| 合計                   | 100.0% |

・純資産比は、マザーファンドの純資産比と当ファンドが保有するマザーファンド比率から算出しております。

## 組入上位10銘柄

2025年9月30日 現在

| 銘柄                      | 業種                   | 国・地域 | 純資産比  |
|-------------------------|----------------------|------|-------|
| NVIDIA CORP             | 半導体・半導体製造装置          | アメリカ | 11.2% |
| APPLE INC               | コンピュータ・周辺機器          | アメリカ | 11.1% |
| MICROSOFT CORP          | ソフトウェア               | アメリカ | 9.4%  |
| BROADCOM INC            | 半導体・半導体製造装置          | アメリカ | 4.7%  |
| ALPHABET INC-CL A       | インタラクティブ・メディアおよびサービス | アメリカ | 4.4%  |
| ALPHABET INC-CL C       | インタラクティブ・メディアおよびサービス | アメリカ | 3.6%  |
| ELI LILLY & CO.         | 医薬品                  | アメリカ | 1.8%  |
| VISA INC-CLASS A SHARES | 金融サービス               | アメリカ | 1.8%  |
| ORACLE CORPORATION      | ソフトウェア               | アメリカ | 1.4%  |
| MASTERCARD INC          | 金融サービス               | アメリカ | 1.4%  |
| 合計                      |                      |      | 50.8% |

組入銘柄数: 103 銘柄

・国・地域は原則発行国・地域で区分しております。

・純資産比は、マザーファンドの純資産比と当ファンドが保有するマザーファンド比率から算出しております。

ファンドは、値動きのある証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には、その他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、本書中の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的として野村アセットマネジメントが作成した資料です。投資信託のリスクやお申込メモの詳細についてのご確認や、投資信託をお申込みいただくにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえご自身でご判断ください。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号 野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

一般社団法人投資信託協会会員／一般社団法人日本投資顧問業協会会員

一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

ファンドは、「ESG<sup>※</sup>を構成銘柄選定の主要な要素とする指数(以下「ESG指数」といいます。)」に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。その詳細については「ファンドの特色」に記載しています。

※ ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)及びCorporate Governance(企業統治)の総称です。

## ファンドの特色

●円換算したFTSE4Good Developed 100 Index(FTSE4Good Developed 100 Indexに日々の為替レートを乗じて得た指数)の動きをとらえる投資成果を目指して運用を行ないます。

### ■対象インデックスの選定理由■

FTSE4Good Developed 100 Indexでは、指数構築プロセスにおいて、独自の「ESG選定基準」によるスクリーニング等により、環境・社会・ガバナンスに関するリスクに積極的に取り組む企業群等への投資機会の提供が期待されるため、同指数を当ファンドの対象インデックスに選定しています。  
\* 同指数の詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)の「FTSE4Good Developed 100 Indexの構築プロセス」をご参照ください。

●「野村インデックスファンド・先進国ESG株式」は、ESGに着目したファンドです。

●FTSE4Good Developed 100 Indexに採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とします。  
※「実質的な主要投資対象」とは、「先進国ESG株式インデックスマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

●円換算したFTSE4Good Developed 100 Index<sup>※</sup>の動きをとらえる投資成果を目指して運用を行ないます。

※配当込みの指数とします。

### ■ファンドの組入銘柄■

原則として、ファンドは対象インデックスに採用されているまたは採用が決定された銘柄のみに投資を行ないますが、対象インデックスを構成するすべての銘柄は対象インデックスの算出方法に基づき、ESG特性を重視して選定されます。

\* ESG指数に連動する投資成果を目指して運用を行なう際の制約要因やリスクについては、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご参照ください。

### ■スチュワードシップ方針■

野村アセットマネジメントは、議決権行使や建設的な対話(エンゲージメント)といったスチュワードシップ活動を通じて、投資先企業の経営陣がESG課題に係るリスクを管理し、ビジネス機会を追求することに加え、国際的なイニシアティブに基づいた情報開示を行なうよう働きかけます。

### ■FTSE4Good Developed 100 Indexについて■

FTSE4Good Developed 100 Indexを含むFTSE4Good Indexシリーズは、世界的に認められかつ受け入れられた「ESG選定基準」に合致する企業を対象とした一連の株式指数です。

◆FTSE4Good Indexシリーズは、FTSE International Limited(「FTSE」といいます。)によって編集・計算・公表されています。

◆インデックスへの採用企業の選定は、FTSE Russell インデックス・ガバナンス委員会の下、行なわれています。

◆FTSE4Good Developed 100 Indexは、FTSE4Good Indexシリーズの一指数であり、世界の先進国における企業で、ESG選定基準によってスクリーニングされた時価総額上位約100社によって構成されています。

### ■指数の著作権等について■

野村インデックスファンド・先進国ESG株式は、FTSE International Limited(以下「FTSE」)、ロンドン証券取引所(以下「取引所」)、(以下総称して「ライセンス供与者」と呼ぶ)のいずれによっても、後援、推薦、販売または販売促進されるものではありません。

ライセンス供与者は、FTSE4Good Developed 100 Index(以下、本指数)の使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。

本指数はFTSEにより編集、算出されます。ライセンス供与者は本指数の誤差脱漏について何人に対しても責任を負わず(過失の有無を問わず)、かつ本指数の誤差脱漏に関して通知する義務を負いません。

FTSE®は、取引所の登録商標であり、ライセンスに基づいてFTSEが使用しています。

●株式の実質組入比率は高位を保つことを基本としますが、投資対象市場が休場等の場合は組入比率を一時的に引き下げることがあります。

●資金の流出に伴う株式の売買にあたっては、原則として株式ポートフォリオにおける時価構成を対象インデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行ないます。

●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

●ファンドは「先進国ESG株式インデックスマザーファンド」を通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

●原則、毎年5月27日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。

\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、値動きのある証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、本書中の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的として野村アセットマネジメントが作成した資料です。投資信託のリスクやお申込メモの詳細についてのご確認や、投資信託をお申込みいただくにあたっては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号 野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

一般社団法人投資信託協会会員／一般社団法人日本投資顧問業協会会員

一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

## 投資リスク

ファンドは、株式等を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。  
したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※ファンドの基準価額の変動要因には、この他にも、ESG投資に関するリスクなどがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

## 【お申込メモ】

- 信託期間 無期限(2021年1月21日設定)
- 決算日および収益分配 年1回の決算時(原則、5月27日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)  
または1万円以上1円単位  
※ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、「ニューヨーク証券取引所」の休業日に該当する場合には、原則、ご購入、ご換金の各お申込みができません。
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象ファンドにおいてNISAを利用した場合には課税されません。ファンドはNISAの「成長投資枠」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 【当ファンドに係る費用】

|                |                                                                                                                                                   |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ご購入時手数料       | ご購入価額に2.2%(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額<br>*詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                    |
| ◆運用管理費用(信託報酬)  | ファンドの純資産総額に年0.297%(税抜年0.27%)以内の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。                                                                                       |
| ◆その他の費用・手数料    | 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。<br>※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |
| ◆信託財産留保額(ご換金時) | 1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額                                                                                                                          |

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。  
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## ＜分配金に関する留意点＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

## 【ご留意事項】

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。

ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

★インターネットホームページ★ <https://www.nomura-am.co.jp/>

<委託会社>

野村アセットマネジメント株式会社

[ファンドの運用の指図を行なう者]

<受託会社>

三井住友信託銀行株式会社

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ファンドは、変動のある証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、本書中の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的として野村アセットマネジメントが作成した資料です。投資信託のリスクやお申込メモの詳細についてのご確認や、投資信託をお申込みいただくにあたっては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号 野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

一般社団法人投資信託協会会員／一般社団法人日本投資顧問業協会会員

一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

# 野村インデックスファンド・先進国ESG株式（愛称:Funds-i 先進国ESG株式）

## お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称      |          | 登録番号            | 加入協会    |                         |                         |                            |
|-------------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                   |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| PayPay銀行株式会社      | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第624号 | ○       |                         | ○                       |                            |
| 株式会社伊予銀行          | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第2号   | ○       |                         | ○                       |                            |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 四国アライアンス証券株式会社    | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI証券         | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○       |                         | ○                       | ○                          |
| 楽天証券株式会社          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| マネックス証券株式会社       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。  
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

# 野村インデックスファンド・先進国ESG株式（愛称:Funds-i 先進国ESG株式）

以下は、取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称                                           |        | 登録番号            | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------------------------------|--------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                                        |        |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行<br><small>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)</small>   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br><small>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)</small>   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |                         | ○                       |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br><small>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)</small> | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |                         | ○                       |                            |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。  
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。